

盛岡市中央卸売市場関連事業者募集要領

盛岡市中央卸売市場では、次の要領により関連事業者を募集します。

1 関連事業者

関連事業者とは、市長の許可を受け市場内に出店し、市場機能の充実及び市場利用者の便益を図るため、市場の取扱品目である青果及び水産物以外の食料品の卸売業、雑貨等の販売業、飲食業及び各種サービス業を営む事業者をいいます。

2 募集する業種

- (1) 食料品の卸売業
乾物食材、輸入食材、醤油、米穀、茶、佃煮、菓子等
- (2) 雑貨等の販売業
日用雑貨、医薬品、書籍等
- (3) 飲食業（酒類を提供することを主目的とする業種を除く。）
食堂、喫茶等
- (4) サービス業
診療所（歯科、内科等）、理美容店、クリーニング店、保険代理店、旅行代理店等
- (5) その他、市場の機能向上に資すると認められる業種及び市場の利用者に便宜を提供すると認められる業種

3 施設名称及び使用料等

- (1) 施設名称
盛岡市中央卸売市場総合食品センター売場施設
- (2) 1㎡当りの月額使用料（消費税等別）
令和9年3月31日まで665円、令和9年4月1日から950円
- (3) 保証金
月額使用料（消費税等含む）の2倍に相当する額（1万円未満切上げ）
- (4) その他
前記の使用料の他に、駐車場使用料、光熱水費、廃棄物処理費用等の負担があります。

4 申請資格

- (1) 業務を的確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有すること。
 - (2) 市町村税の滞納がないこと。
 - (3) 盛岡市中央卸売市場業務規程第38条に規定する欠格事項に該当しないこと。
- * 本社、営業所等の所在地は問いません。

5 申請手続き

- (1) 申請方法
関連事業者許可申請書（盛岡市中央卸売市場業務規則第26条関係様式第23号）に次の書類を添えて申請してください。
【法人の場合】
ア 定款
イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ウ 申請者の履歴書、写真及び本籍地の市町村発行の身分証明書
- エ 役員の履歴書、写真及び本籍地の市町村発行の身分証明書
- オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- カ 貸借対照表及び損益計算書（直前2事業年度分）
- キ 事業計画書
- ク 法人市町村民税及び固定資産税の納税証明書（直前2事業年度分）
- ケ 常時市場で業務を行う者の履歴書及び写真
- コ その他市長が必要と認める書類

【個人の場合】

- ア 申請者の履歴書、写真及び本籍地の市町村発行の身分証明書
- イ 貸借対照表等自己資本が確認できる書類及び収支計算書（直前2事業年度分）
- ウ 事業計画書
- エ 市町村民税（非課税の場合は非課税証明書）、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書（直前2事業年度分）
- オ 常時市場で業務を行う者の履歴書及び写真
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請場所及び時間

盛岡市中央卸売市場業務課（盛岡市羽場10-100 市場本棟3階 管理事務所内）
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 審査及び業務許可

受付後、申請書等の書類審査及び面接を行います。業務許可は、営業に必要な諸手続きを完了した後に行います。

7 その他

- (1) 申請書及び添付書類に変更が生じたときは、速やかに変更のあった書類を届け出てください。
- (2) 関連事業者は、卸売市場法及び盛岡市中央卸売市場業務規程等により規制事項があります。法令等を十分に確認してください。
- (3) 申請者の故意又は重大な過失により虚偽の申請がなされた場合、その申請及び許可を取り消すことがあります。

8 問い合わせ先

盛岡市中央卸売市場業務課 電話019-614-1000

盛岡市中央卸売市場 総合食品センター店舗位置略図

至 盛岡西バイパス

盛岡市中央卸売市場本棟

市道大島線

青果仲卸
配送センター

店舗
総合食品センター
売場施設

㈱盛岡生花
地方卸売市場

至 矢巾町

